

日光市ようこそ日光応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日光市内への移住及び定住を促進することを目的に交付する日光市ようこそ日光応援金（以下「応援金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を備えた建築物

イ 店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分がある建築物にあつては、自己の居住の用に供する部分

ウ マンションその他同一の棟内に独立して居住の用に供する部分が複数ある建築物にあつては、自己の専有する部分

(2) 取得 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）若しくはその配偶者又は配偶者と共有の名義で住宅を登記することをいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、市内に自己の居住の用に供するために住宅の取得をしている者（共有で当該住宅を登記している場合にあつては、共有者のうちいずれか1人に限る。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 転入した日において年齢が満45歳以下であること。

(2) 転入した日から起算して前後1年間に当該住宅の取得をしていること。

(3) 転入した日から起算して過去2年間以上日光市以外の市区町村に住所を有していたこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 自治会に加入していること（居住地域において自治会が組織されている場合に限る。）。

(6) 日光市移住支援金交付要綱（令和元年日光市告示第43号）による支援金の交付

の対象となる者でないこと。

(応援金の額等)

第4条 応援金の額は、10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、同項の応援金の額に当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 栃木県内市町からの転入である場合 県内転入加算として5万円

(2) 交付対象者が18歳以下であった期間中、日光市の住民基本台帳に通算5年以上記録されていた場合 Uターン加算として5万円

3 応援金の交付は、一の交付対象者につき、1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

(応援金の交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市内に転入した日から1年以内に、日光市ようこそ日光応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 直近の市税を完納していることを証する書類

(3) 居住する地域において自治会が組織されている場合にあつては、自治会加入証明書（様式第2号）

(4) 申請者が取得をした住宅の登記事項証明書の写し

(5) Uターン加算の申請及び請求をする場合にあつては、申請者の戸籍の附票の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(応援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、応援金の交付の可否を決定したときは、規則第7条に定める補助金等（交付・不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。ただし、当該住宅の被災等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に日光市に転入した者から適用する。